

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 5月12日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	試料採取系原子炉建屋試料採取盤(B)内試料採取弁(3台)において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	原子炉建屋原子炉冷却材再循環MGセット室連絡用二重扉(原子炉建屋側扉)において、空気の漏えい(原子炉建屋側への微少の漏えい)が認められたため、当該二重扉を点検・修理。なお、原子炉建屋の負圧維持に問題なし。	GⅢ	
3	2号機	原子炉建屋原子炉冷却材再循環MGセット室連絡用二重扉(原子炉建屋付属棟側扉)において、空気の漏えい(原子炉建屋側への微少の漏えい)が認められたため、当該二重扉を点検・修理。なお、原子炉建屋の負圧維持に問題なし。	GⅢ	
4	4号機	復水貯蔵タンク点検に伴う水抜き作業において、水抜き手順書不備(排水先床排水升へ排水規制により閉止栓が取り付けられていることが記載されていない)により床面側溝に水が溜り床漏えい警報の発生が認められたため、対応を検討。	GⅢ	